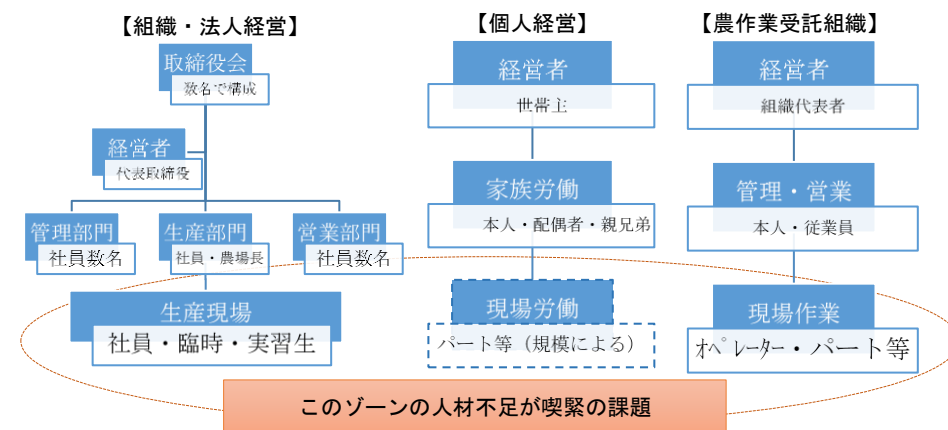


# 農業労働力支援協議会における これまでの取組みと今後に向けた提言【概要】

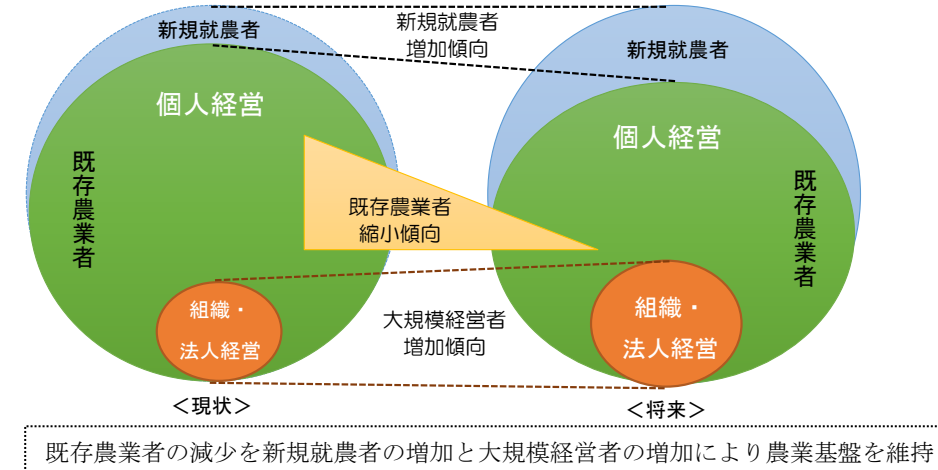
## <はじめに>

- (1) 日本の農業現場では、人材・労働力の不足が深刻となっており、これを背景として農業経営の維持、規模拡大を効率的かつ積極的に進められないことが喫緊の課題となっている。
- (2) これらの課題について、農業界が一体となって検討することを目的として、日本農業法人協会・JA全中・JA全農・農林中金・JA共済連・全国農業会議所は農業労働力支援協議会（以下、当協議会）を平成28年4月8日に設立した。
- (3) 当協議会では、「農業人材確保」「農業人材育成」「農作業受委託」「外国人技能実習制度」「農作業安全対策（※）」の5つの観点で専門部会を設置し、課題の抽出と対応策について、協議会・幹事会・専門部会において意見交換を実施し、検討を進めてきた。  
(※)「農作業安全対策部会」は平成29年度より設置
- (4) 農業現場では、恒常的に人材が不足しているだけでなく、収穫期等短期間での労働力確保も非常に困難な状況となっており、早急に改善する必要がある。また、外国人技能実習制度について、日本農業の実態・特殊性を考慮した運用が求められているとともに、外国人材に係る新たな制度に関し、一刻も早い対象地域の拡大が求められている。加えて、このように労働力が不足している状況下においては、生産技術や経営力等、役職に応じて必要なノウハウを持つ人材を育成し、経営の高度化を進めていく必要があるほか、経営展開に必要な人材を確保するための労働環境の改善を進めていく必要がある。

### 【付記①】不足する農業人材



### 【付記②】農業経営の現状と将来イメージ



- (5) これら農業現場における課題を解決するため、当協議会では、民間主体の取組みでは解決できない構造的課題や環境整備面における課題について、緊急性、重要性の観点から優先順位を設け、労働力不足への対応に直結する以下3点に絞り込みを行った。

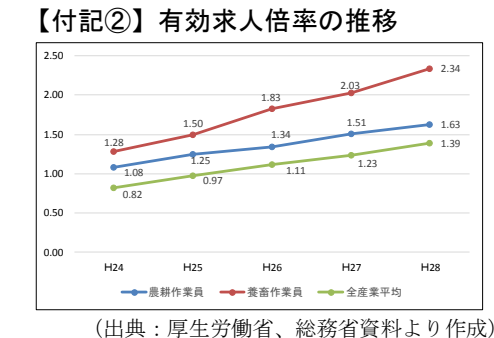
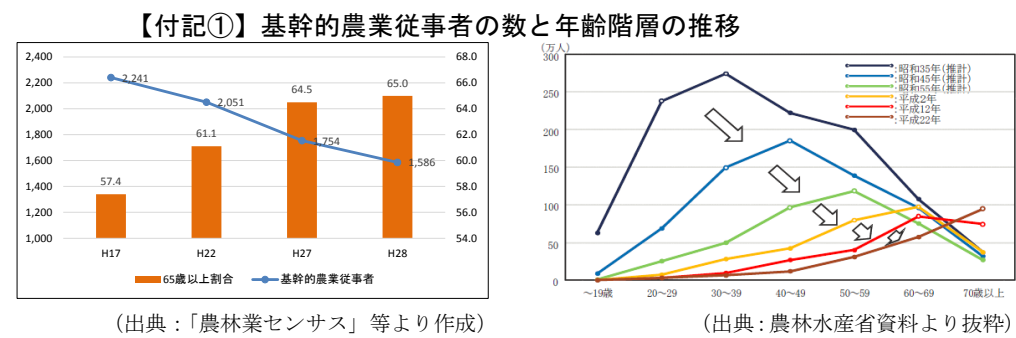
- I. 労働力不足解消に向けた対策の拡充
- II-1. 外国人技能実習制度の改善
- II-2. 外国人材の活用

- (6) 本資料は、当協議会のこれまでおよび今後の取組みを整理するとともに、課題解決にあたっての障壁を特定、提言を行うものである。

# I. 労働力不足解消に向けた対策の拡充

## 1. 現状と課題

- (1) 基幹的農業従事者数の減少と高齢化【付記①】
- (2) 有効求人倍率の高止まりと労働力不足【付記②】
- (3) 新規就農者が経営面で抱える課題
- (4) 農作業受委託の実態【付記③】
- (5) 労働力不足が深刻な園芸分野の農作業機械化



- 【付記③】農作業受委託の課題
- ア. 短期労働力の供給
  - イ. 作業が集中する時期の人材の供給
  - ウ. 技能・スキルのある人材の供給
  - エ. 作業者定着に向けた労務管理の強化
  - オ. 人材確保上のリスク
  - カ. 事業収支上のリスク
- (出典:農業労働力支援協議会 農作業受委託部会調べ)

## 2. 農業界・農業労働力支援協議会におけるこれまでの取り組み

- (1) 農業人材採用支援 ⇒ ①採用支援システム構築の検討【全農】、②新規就農に関する相談窓口(全国新規就農相談センター)対応【会議所】、③農業インターンシップ事業の実施【会議所・法人協会】
- (2) 新規就農者の定着支援 ⇒ ①新規就農者支援パッケージの構築【JAグループ】、②新規就農者等への費用助成【JA全国連】
- (3) 農作業受託事業の検討 ⇒ 全国で実施可能な農作業受託事業の検討【農業労働力支援協議会】
- (4) 農作業機械化への取り組み ⇒ ①産地ニーズに即した機械の開発・普及、②アシストスーツの販売・レンタル事業【JAグループ】③低価格モデル農機の共同購入、農機シェアリング、野菜作業機械レンタル事業【全農】

## 3. 目指すべき姿

- 農業が魅力ある職業となり、就農希望者が大幅に増加し、就農後は地域に定着し安心・安定して営農できる施策(次世代人材投資事業等)が継続している。
- 農作業現場、とりわけ園芸分野では、労働負荷軽減・省力化機能を有した農業機械の普及と、専任オペレーター育成等による作業人材の確保により、労働力不足が解消されている。
- 農作業の受委託システムが構築され、広域のマッチング実現により農作業受委託の需給バランスが図られている。

## 4. 課題解決に向けた今後の取り組み

- (1) 人材採用支援策の構築 ⇒ ①人材派遣業者等と連携した人材募集支援策の検討【全農】、②農業界と経済界人材マッチング推進事業【法人協会】
- (2) 新規就農者の確保と定着支援の拡充 ⇒ ①新規就農者支援パッケージ構築の加速化、②インターネット媒体を活用した「新規就農者支援情報」の掲載拡大【JAグループ】
- (3) 農作業受託事業の構築と全国展開 ⇒ 農業労働力最適活用支援総合対策事業を通じた農作業受託を含めた事業の構築検討【全農・法人協会】
- (4) 園芸分野の農作業機械化への取り組み拡充 ⇒ ①園芸分野の農業機械レンタル事業の拡大、②ニーズに応じた機械の導入検討【JAグループ】

## 5. 取り組み実施にあたり障壁となるもの

- (1) 農業人材採用支援策 ⇒ 障害者、ニート層、スポーツ選手・スポーツ経験者、退役自衛官等への農業界からのアプローチが難しい
- (2) 新規就農者の定着支援の拡充 ⇒ 新規就農者にとって初期投資の費用負担が重いこと、低所得、農家用住宅の確保の困難さ等農業界だけでは支援策に限界がある
- (3) 農作業受託事業の構築と全国展開 ⇒ 農作業受委託の需給把握および広域でマッチングする効率的な仕組みがない
- (4) 園芸分野の農業機械の開発 ⇒ 機能・精度面で農業者ニーズに十分応えうる農業機械の開発には農業界の自助努力では限界がある。産地毎の機械化対応は開発が遅れる要因となっている

## 提言

農業の労働力不足を解消するためには、まずは、農業就業者の減少を食い止める対策を講じること。そのためには、新規就農者や農業に興味を持った方が、安心・安定して就農できるような環境整備が必要である。

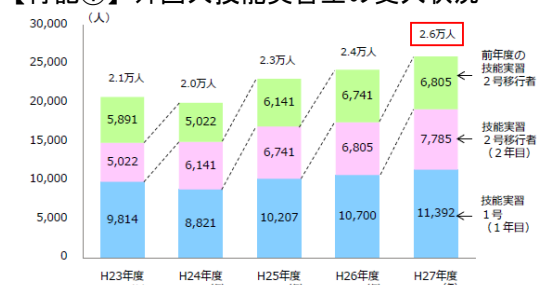
また、農作業受委託が最適化出来るよう、適時適切な需給把握や、広域のマッチング実現が可能となるネットワーク構築を進めること。さらには農作業現場、とりわけ園芸分野で費用対効果に見合った、労働負荷軽減・省力化に資する農作業機械の開発を早急に進めること。そのためには、農業界、普及・研究機関、製造メーカーが労働力不足解消対策において、一層連携できる態勢づくりが必要である。

## Ⅱ-1. 外国人技能実習制度の改善

### 1. 現状と課題

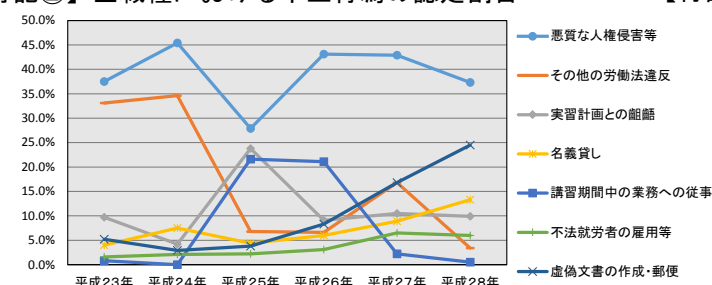
- (1) 技能実習生の受入は年々増加傾向【付記①】
- (2) 寒冷地等の技能実習生は1年未満での帰国者が一定数存在
- (3) 監理団体、実習実施者の一部で不正行為の発生等  
(業種別では最多) 法令遵守の必要性【付記②・③】
- (4) 監理団体における相談体制の整備

【付記①】外国人技能実習生の受入状況



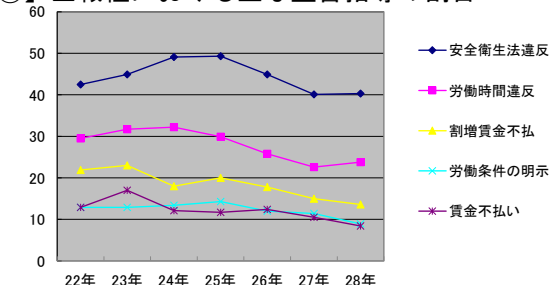
(出典：農林水産省資料より抜粋)

【付記②】全職種における不正行為の認定割合



(出典：法務省資料より作成)

【付記③】全職種における主な監督指導の割合



(出典：厚生労働省資料より作成)

### 2. 農業界・農業労働力支援協議会におけるこれまでの取組み

- (1) 外国人技能実習生受入機関適正化支援事業の実施 ⇒ ①農政局単位のブロック及び小規模研修会の開催、②適正な技能実習制度の活用や労務管理及び技能実習計画の作成等にかかる相談対応【会議所】
- (2) 技能実習生の監理業務 ⇒ ①平成13年から延べ949人を監理。現在は関東、甲信、静岡を中心に延べ48会員の技能実習生を監理【法人協会】、②組合員を対象に約80のJAが監理業務を実施【JA】
- (3) 一部JAによる外国人技能実習生の受入 ⇒ 先進的な取組みを行っている一部のJAは、試行的に自ら実習実施者として外国人技能実習生を受入れ、農作業受託、選果・出荷作業などを実施【JA】
- (4) 監理団体・実習実施者による適正化への取組み ⇒ 優良な実習実施者は、技能実習生の受入れにあたり、日本人同様に接するとともに、外国人であることにも配慮のうえ、寛容に対応している

### 3. 目指すべき姿

- 農業の特殊性や実態を踏まえた技能実習制度が構築され、技能実習生のニーズを踏まえて適正に運営されている。
- より高度なかつ多種の技能習得が可能な制度が構築され、技能実習生が帰国後に日本での経験をさらに生かせるよう、実習内容の充実が図られている。
- 意欲を持って来日する技能実習生の期待に応えられるよう制度が適正に運用され、技能実習生が最終段階まで高い意欲を保った状態で技能実習に取り組んでいる。

### 4. 課題解決に向けた今後の取組み

- (1) 監理団体、実習実施者への支援  
今後とも農業現場における技能実習生の受入要請は高まるものと見込まれ、新たな技能実習法が目的とする技能実習の適正な実施、技能実習生の保護及び適正な労務管理が徹底されるためには、監理団体・実習実施者に対する指導を通じて、新制度の普及・定着化を図ることが重要である。そのため、今後は監理団体、実習実施者に対し、新制度の理解を促し、優良団体・実習実施者としての認定に向けた支援・指導の実施を進める。また、農業現場の実態を踏まえ、技能実習生にとって、技能実習制度がより効果的に運用できるよう検討を進める。【会議所】

### 5. 取組み実施にあたり障壁となるもの

- (1) 技能実習生の来日が原則1回に限定されていること(技能実習2号から3号への移行時を除く)
- (2) 技能実習が一職種一作業、同一実習実施者に制限されていること
- (3) 技能実習に必要な自動車等の免許取得に関する母国語対応が限定的であること

## 提言

上記の通り技能実習生のニーズや技能実習の効果と、日本農業の実態・特殊性等を踏まえ、農業労働力支援協議会では右記のとおり関係省庁が連携して外国人技能実習制度の運用改善を行うことを提言する。

- (1) 寒冷地における農業の実態を踏まえるとともに、技能実習の実効性を高めるため、気象・気候等により農作業が確保できないことを理由に帰国する場合は、再入国して継続的に技能実習が実施できるよう制度を改善すること。
- (2) 作目や産地が異なる複数の経営体における実習の実施を認めることにより、年間を通じてより効果的な実習を可能とすること。
- (3) 加えて、農業の実態・特殊性を踏まえたうえで、新制度の定着化を図るとともに、技能実習生の意欲向上、効果的な実習の実施、適正な労務管理などを普及する取り組みを支援すること。

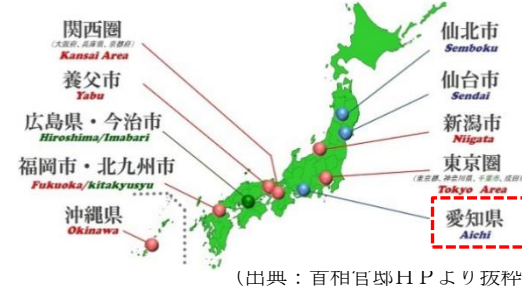


## Ⅱ－２．外国人材の活用

### 1. 現状と課題

- (1) 国家戦略特区は全国で10地区指定
- (2) このうち、農業分野における外国人受入れにかかる地区指定は愛知県のみ【付記①】
- (3) 複数の地域において規制改革要望が出される等、外国人材の受入れにかかる農業現場のニーズは、全国的に高まっている【付記②】

【付記①】国家戦略特区の指定区域（H29.9現在）



(出典：首相官邸HPより抜粋)

【付記②】特区指定に向けた検討を行っている地域（H29.9現在）

- ア. 秋田県大潟村
- イ. 茨城県
- ウ. 群馬県
- エ. 長野県
- オ. 鳥取県
- カ. 熊本県
- キ. 長崎県 等

### 2. 農業界・農業労働力支援協議会におけるこれまでの取組み

- (1) 巡回指導・監査の実施  
将来的に外国人材の活用を想定する実習実施者に対し、外国人材を雇用する上で必要な就業環境の整備に向けた啓発資料を配布・説明するとともに、個別の巡回指導（1ヶ月に1回）・監査（3ヶ月に1回）等を通じて労働関係法令の遵守を促している。【日本農業法人協会及びJA】
- (2) 相談対体制の充実
  - ①「外国人技能実習生受入機関適正化支援事業」を通じて相談員を設置し、技能実習生からの労働・生活相談に対応している。【全国農業会議所】
  - ②母国語で対応が可能な相談体制（24時間）を整備するとともに、巡回指導・監査時に通訳を伴い日常業務・生活の悩みや問題等の解決に向けた支援を行っている。【法人協会】

### 3. 目指すべき姿

- 外国人材の確保にあたり、迅速な入国手続きや良好な待遇が整備され、国際競争力を有し、優秀な外国人材が日本を職場として選んでいる。
- 「国内で一定期間（最大5年間）技能実習を終え、帰国後に自国の農業発展に貢献した後、改めて日本に就労し農業現場を支え、更に高度人材として発展する」という農業人材の確保を図る一連の流れが構築されている。

### 4. 課題解決に向けた今後の取組み

- (1) 送り出し国・機関との連携強化  
外国人材の送出し国・送出し機関との連携を強化し、国際競争の激しい中、外国人材の確保・増強を図る。【農業労働力支援協議会】
- (2) 生活支援体制の整備
  - ①外国人材が在留中に必要とする生活・衛生面の情報や健康・安全管理に関する事項を記載したリーフレット等（日本語と外国語の併記）の作成・配布を検討する。【農業労働力支援協議会】
  - ②外国人材の出身国の文化、習慣、宗教への理解促進と適切な対応に繋がる手引書等の作成・配布を検討する。【農業労働力支援協議会】

### 5. 取組み実施にあたり障壁となるもの

- (1) 国家戦略特区による制限  
当面は国家戦略特区の指定地域外での受入れはできない状況にあることから、農業現場では一日も早く有能な外国人材を受入れ、継続的に活用が可能となる全国的な制度を求める声がある。
- (2) 諸外国との競合  
比較的簡素・迅速な手続きで受入れが可能な諸外国や、雇用条件が良好な国内他産業との競争がある中で、有能な外国人材を確保することは難しい現状にある。
- (3) 帰国を視野に入れた就労環境の整備  
外国人および事業者が負担する厚生年金保険料について、保険料負担に見合ったメリットを十分に提供できているとは言い難い現状にあることから、真に必要とされるものを負担の対象とする、選択制とする、保障範囲を拡充する等、加入・負担のあり方について十分協議・検討が必要である。

## 提言

農業分野での外国人材受入れについて、要望している地域の全てが当該制度を利用できるよう国家戦略特区の地区指定を拡大するとともに、国家戦略特区に指定された地域以外においても一刻も早く全国の農業経営体や特定機関（労働者派遣法の許可を受ける等の要件を満たした事業者）が有能な外国人材を継続的に雇用できる法・制度等の整備を検討いただきたい。